

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものとは認められないとして、審査請求を棄却した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は、医療機関において医療事務に従事していたが、職場の対人関係等によるストレスから、○クリニックを受診したところ、「気分障害」と診断され、その後、○病院に転医し、「うつ病」と診断された。

請求人は、業務上の事由により精神障害を発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

業務中に医師や従業員に怒られたり、いじめ、嫌がらせを受け、ストレス性うつ病を発症したものであり、業務上の災害であることは明らかである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

(1) 発症時期

請求人は ICD-10 診断ガイドラインに示されている「F41.2 混合性不安抑うつ障害」を平成○年○月頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

・ 請求人が申立てているいじめや嫌がらせについて、明らかとなった出来事は、同僚から弁当を振り回されるという行為があり、それ以外にいじめに該当するような言動は明らかとはなっていないが、この出来事は「同僚とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「I」であり、心理的負荷の強度の修正は必要ない。

・ 出来事後の状況が持続する程度については、「相当程度過重」には至らない。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

業務以外の心理的負荷として、特に該当する出来事は認められない。

個体的要因については、特に認められるものはなかった

(4) 結論

以上から、業務による心理的負荷の強度は「I」であり、「特に過重」とは評価できないことから、総合評価は「強」とは認められない。

4 審査官の判断

(1) 発症時期

請求人はICD-10診断ガイドラインに示されている「F41.2 混合性不安抑うつ障害」を平成〇年〇月頃に発症したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷の評価

・ 請求人が申立てているいじめや嫌がらせについて、明らかとなった出来事は、同僚から弁当を振り回されるという行為があり、それ以外にいじめに該当するような言動は明らかとはなっていないが、この出来事を職場における心理的負荷評価表に当てはめると、「同僚とのトラブルがあった」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「I」であり、心理的負荷の強度の修正は必要ない。

・ 出来事後の状況が持続する程度についてみると、恒常的な長時間労働や業務内容の大きな変化は認められず、「相当程度過重」には至らない。

よって、業務による心理的負荷の総合評価は「弱」である。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び个体側要因の評価

業務以外の心理的負荷及び个体側要因については、特に認められるものはなかった。

(4) 結論

以上から、業務による心理的負荷の総合評価は「強」とは認められず、請求人に発症した精神障害は、業務上の事由によるものと認めることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対して行った療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。